

野洲市人事行政の運営等の状況公告について

野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野洲市条例第4号）第6条の規定により人事行政の運営の状況の概要を公表する。

平成29年10月31日

野洲市長 山仲 善彰



◆平成29年度の給与及び職員等の状況

*給与制度総合的見直しの実施

*地域手当の不支給

*給料月額の2%調整加算

1 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		任命権者の別	市職員全体
採用	平成28年4月2日～ 平成29年3月31日		0
	平成29年4月1日		29
	合 計		29
退職	平成28年4月2日～ 平成29年3月31日		32
	平成29年4月1日		0
	合 計		32

(県教育委員会からの割愛教員を含む。)

(2) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項 目	部長級	次長級	課長級	課長補佐・園長・主幹級	専門員級	主査・主任保育士・教務主任級	一般職員級	合 計
異動者	5	12	13	16	10	30	42	128
昇任者	3	9	7	10	12	22	15	78

○ 平成29年4月1日付け人事異動によるもの

○ 異動者は、新規採用及び同所属での昇任を含まない

○ 昇任者は、同所属での昇任を含む

(3) 部門別職員数の状況等

(単位：人)

部 門		H28	H29	増減
一般行政部門	議会	4	4	—
	総務企画	83	77	△6
	税務	20	21	1
	民生	108	107	△1
	衛生	32	35	3
	労働	2	2	—
	農林水産	11	11	—
	商工	4	4	—
	土木	33	31	△2
	小計	297	292	△5
特別行政部門	教育	105	105	—
	小計	105	105	—
普通会計計		402	397	△5
公営企業等会計部門	水道	5	6	1
	下水道	6	6	—
	その他	24	25	1
	小計	35	37	2
合 計		437	434	△3

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の人事評価を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (度末)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	%
28年度	50,874	20,473,828	3,751,696	18.3
27年度	50,756	23,784,602	3,821,891	16.0

○人件費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
29年度	431人	1,563,265	294,890	595,959	2,454,114	5,694
28年度	431人	1,569,268	298,578	589,353	2,457,199	5,701

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外勤務手当などを含む

○給与費には、市長・教育長・議員・各種委員等の特別職に支給される給与・報酬などは含まない

(3) 一般職の給料等の状況（平成29年4月1日現在）

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額状況

区分		平均給料月額	平均年齢	区 分	平均給料月額	平均年齢
29年度	一般行政職	326,800 円	43.3 歳	技能労務職	316,900 円	49.3 歳
28年度	一般行政職	328,600 円	43.3 歳	技能労務職	317,600 円	51.5 歳

○100円未満四捨五入

(イ) 職員の初任給の状況

区 分		初任給	国の基準
一般行政職	大 学 卒	181,764 円	178,200円
	高 校 卒	153,510 円	150,500円
技能労務職	高 校 卒	149,022 円	—

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満	経験年数 30年以上 35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	283,100 円	319,600 円	360,300 円	395,100 円	411,800 円	432,500 円
	高校卒	—	305,500 円	354,700 円	342,700 円	388,500 円	411,000 円
技能労務職	高校卒	236,700 円	—	318,400 円	—	373,100 円	382,700 円
	中学卒	—	—	—	—	345,200 円	—

○100円未満四捨五入

(エ) 等級別職員数の状況
行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	基本的な業務を行う職務	15	5.8	主事	15	15	5.8	主事級
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事の職務	43	16.6	主事	39	43	16.6	主事級
				技師	1			
				司書	2			
				主事（再任用）	1			
3 級	(1) 主査の職務 (2) 主任の職務	82	31.7	主任	30	31	12.0	主任級
				管理栄養士	1			
				主査	47	51	19.7	主査級
				主査（再任用）	4			
4 級	(1) 専門員の職務 (2) 困難な業務を行う主査の業務	34	13.1	主査	11	11	4.2	主査級
				専門員	21	23	8.9	専門員級
				専門員（再任用）	2			
5 級	課長補佐の職務	35	13.5	課長補佐	29	35	13.5	課長補佐級
				室長補佐	2			
				所長	1			
				副館長	2			
				主幹（再任用）	1			
6 級	課長の職務	26	10.0	課長	20	26	10.0	課長級
				館長	1			
				室長	1			
				主席参事	2			
				所長	2			
7 級	(1) 部長の職務 (2) 次長の職務	24	9.3	次長	11	15	5.8	次長級
				会計管理者	1			
				事務局長	1			
				事務局次長	1			
				所長	1			
				部長	7	9	3.5	部長級
				政策監	1			
				局長	1			
	合計	259	100					

○市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

(4) 職員の手当の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

		期末手当	勤勉手当
6 月期	一般職	1.225 月分	0.80 月分
	再任用	0.65 月分	0.375 月分
12 月期	一般職	1.375 月分	0.90 月分
	再任用	0.80 月分	0.425 月分
計	一般職	2.60 月分	1.70 月分
	再任用	1.45 月分	0.80 月分

○期末・勤勉手当の支給月数は平成 28 年度実績月数

○職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

(イ) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
※ 一人当たり平均支給額 13,721 千円 (退職者 29 人 平均勤続年数 24 年)			

○一人当たり平均支給額は、前年度に退職手当を支給した平均額

(ウ) 特殊勤務手当

手当の種類	7 種類
代表的な手当	感染症病防疫作業に従事した場合
	クリーンセンター業務の焼却炉内の点検作業に従事した場合

(エ) 時間外勤務手当

平成 28 年度	総支給額	138,974 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	430 千円
平成 27 年度	総支給額	123,163 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	397 千円

(オ) その他の手当

■扶養手当

配偶者 10,000 円

子 8,000 円

(ただし、配偶者のいない職員の場合、子のうち 1 人については 10,000 円)

配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円

(ただし、配偶者及び扶養親族たる子のいない職員の場合、扶養親族のうち 1 人については 9,000 円)

16 歳から 22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円

○国の制度・・・市と同じ

■住居手当

借家居住者 月額 12,000 円を超える家賃について 100 円～27,000 円

○国の制度・・・市と同じ

■通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2 k m～距離に応じて 2,000 円～31,600 円

自動車等を駐車するための施設を利用している場合

利用料金の 1/2 (上限 4,000 円) を支給

交通機関利用者

1 月当たりの運賃が 55,000 円以下 全額支給 (支給単位月毎)

※ 1 月当たりの運賃は、55,000 円を限度とする

○国の制度・・・市と同じ

自動車等を駐車するための施設を利用している場合 制度なし

■管理職手当

支給対象職員割合	25.1%
1 人当たり平均支給月額	58,000 円

○ 管理職手当は、定められた職責に応じて定額支給

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 28 年度実績)

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
市 長	812,000 円	6 月期 1.475 月分
副市長	721,000 円	1 2 月期 1.775 月分
教育長	661,000 円	計 3.25 月分
議 長	380,000 円	6 月期 1.475 月分
副議長	330,000 円	1 2 月期 1.775 月分
議 員	300,000 円	計 3.25 月分

○ 給料・報酬の月額欄の左の額は、平成 28 年度末の条例本則の額

○ 副市長は、平成 22～28 年度の支給実績なし

○ 期末手当月数は、平成 28 年度実績月数

○ 平成 29 年度 6 月期の期末手当の支給

市長、教育長 1.550 月分 (0.075 月分増)

議長、副議長、議員 1.550 月分 (0.075 月分増)

※ () 内は昨年度比

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

1 週間の勤務時間	執務時間	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分	1 2 時～1 3 時

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況 (平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日)

平均取得日数	消化率
1 3 . 4 日	3 4 . 1 %

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況

(単位：人)

平成28年度中の取得者数						平成28年度中に新たに取得可能となった職員					
育児休業		部分休業		育児短時間		育児休業等 対象者数		うち育児休業 取得者数		うち部分休業 取得者数	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	11	1	5	0	0	4	16	1	11	0	5
0	15	1	9	0	0						

「平成28年度の取得者数」欄の上段には平成28年度に新たに取得した者、下段には平成27年度以前から引き続き取得している者の人数を記載。

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

(ア) 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため 職務遂行に支障が ある場合		職に必要な的確性 を欠く場合		廃職または過員を 生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	1	0	0	0	1

(イ) 休職処分の状況

(単位：人)

心身の故障のため、 長期の休養を要する 場合	刑事事件に関し 起訴された場合	学術に関する研究 等に従事する場合	災害等により行方 不明になった場合
13	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

(単位：人)

免職	停職	減給	戒告
0	1	0	1

7 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」という根本基準が規定されています。また、同法において、法令等および上司の職務上の命令に従う義務など、次の守るべき義務も規定されており、職員は、服務の根本基準を念頭におきながら、服務上の義務を遵守して、職務を遂行しています。

- (1) 命令に従う義務
- (2) 信用失墜行為の禁止
- (3) 秘密を守る義務
- (4) 職務に専念する義務
- (5) 政治的行為の制限
- (6) 争議行為等の禁止
- (7) 営利企業等従事制限

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）により、退職管理に関する事項が規定され、営利企業等に再就職した元職員の現職職員への依頼等が規制されました。本市においても適正な運用を図り、職務の公正な執行および住民の信頼の確保に努めます。

9 職員の研修の状況

(1) 主な研修の実績等（平成28年度）

(ア) 内部研修

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数・回数（延べ）
人権問題研修 （集合研修）	各職員が、人権問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	89人
人事評価制度研修 （階層別研修）	人事評価制度に対する正しい理解を深めるとともに、計画的な業務遂行を行うため、各自の資質向上を図る。	126人
情報セキュリティ研修 （全体研修）	情報セキュリティ対策の必要性及び重要性に対する認識を深めるとともに改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	1,170人
相談能力向上研修 （階層別研修）	職員がストレスをため込むことのないよう、所属長が早めの不調サインに気付けるよう具体的な知識と方法を身に付け職場環境の向上を図る。	30人
職場研修 （各職域）	人権問題、接遇等のテーマについて、職員の意識高揚と資質向上を図る。	184回

(イ) 外部研修機関への派遣研修（滋賀県市町村職員研修センター等）

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
課長級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	10人
課長補佐級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	18人
係長級職員（1部・2部）研修	自治体や企業の先進的な取り組みを学ぶとともに、リーダーの役割を体系的に理解し、マネジメントに関する原理原則を習得する。	22人
現任職員（1部・2部・3部）研修	自治体職員に必要な政策法務等について学ぶとともに、コミュニケーション能力等の向上を図る。	23人
新任職員（前期・後期）研修	自治体職員としての自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	23人
政策形成指導者研究会	政策形成指導に有用な知識を学ぶとともに、その研修講師として指導方法を習得する。	3回
JST指導者養成研修	JST（人事院式監督者研修）を指導するために必要な知識および技術を取得し、その研修講師としての指導方法を学ぶ。	1人

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
J S T指導者研究会	J S T研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	1 人
公務員倫理指導者研究会	公務員倫理指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究を行う。	2 人
研修管理者研修	職員研修の重要性を認識し、職員研修のあり方について理解を深め、人材育成の方法について学ぶ。	1 人
例規担当職員研修	例規事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2 人
徴収事務基礎研修	徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	1 人
公債権徴収事務研修	公債権等徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	1 人
私債権等徴収事務研修	私債権等徴収事務に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	1 人
給与事務担当職員研修	給与事務担当職員の実務能力の向上を図る。	2 人
契約事務担当職員研修	契約事務を遂行するために必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	3 人
狩猟免許取得試験講習会	業務に必要な免許の取得を通じ、実務能力の向上を図る。	0 人
市町土木技術職員研修	土木技術職員としての実務能力を養成し、職員の資質向上を図る。	9 人
介護支援専門員研修	介護支援専門員としての実務能力を養成し、職員の資質向上を図る。	0 人
講座・セミナー各種等	高いコミュニケーション能力を持ち、分権時代の新たな地方自治を担える職員の育成を目的としたセミナーなどに参加する。	3 7 人
びわこ南部地域人権啓発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	5 7 人
ボランティア研修	障がい児スプリング・サマースクールでのボランティア体験や作業所体験を通じ、職員の資質向上を図る。	2 4 人

1 0 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成28年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（H29 採用内定者）	1 9 人
定期健康診断	全職員	3 8 0 人

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成 16 年野洲市条例第 43 号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会は会員の掛金のみで福利厚生事業を実施しており、財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

互助会		職員互助会
項 目		
会員数	平成 28 年 4 月 1 日現在	6 0 2 人
	平成 29 年 4 月 1 日現在	6 0 5 人
掛金額	平成 28 年度決算額	1 8, 0 6 1 千円
	平成 29 年度予算額	1 7, 8 8 8 千円
負担金	平成 28 年度決算額	4, 9 6 8 千円
	平成 29 年度予算額	5, 0 1 8 千円

※職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成 2 8 年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	1 4	2	1 6

※認定件数には、嘱託職員、臨時職員による分も含まれています。

(4) 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成 2 8 年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申し立て 該当事案なし